

# 傳石之珩撰『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』

——丙子の亂關係史料の基礎的検討——

鈴木 開

はじめに

一 傳石之珩撰『南漢日記』について

(1) 諸寫本

(2) 傳來過程

(3) 寫本間の異同

(4) 『南漢日記』と石之珩

二 李道長撰『承政院日記』について

(1) 概要

(2) 記述の検討

三 傳石之珩撰『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』十二月十五日～十八日條の比較  
おわりに

## はじめに

丙子の亂と呼ばれる、清の太宗ホンタイジによる第二次朝鮮侵略に關する史料のなかで、著名なものは朝鮮の羅萬甲撰『丙子錄』である。これは亂後の十七世紀後半以來、最も廣く讀まれ、丙子の亂そのものに對する認識をもちたつてきた。しかし、その記述はあくまで一官僚の手記にとどまるものであり、嚴密な史料批判を経て利用されるべき性格のものである。丙子の亂に關する研究において、この點が意識されることはほとんどない。

ところで、十七世紀以降の朝鮮の事跡を知るためには、『朝鮮王朝實錄』のみならず、國王の祕書官廳の記録である『承政院日記』、最高議決機關の記録である『備邊司謄錄』を参照する必要がある。このうち、『備邊司謄錄』については、丙子の亂を含む時期の記録が失われており、丙子の亂について最も詳細な情報を有しているのは『承政院日記』である。筆者も、『承政院日記』の記事をもとに、亂の経過を略述したことがある。<sup>①</sup>しかし、周知のように『承政院日記』の景宗元年（一七二二）以前のものは、一部を除いて英祖二十年（二七四四）の火災で焼失し、現存のものは英祖二十二年から二年餘りの年月をかけて改修されたものである。このため改修本『承政院日記』の各記事の末尾には典據となった史料が明記されているが、焼け残った「燼餘日記」に據つて復元された記事には不完全なものが多く、内容が不明な箇所も少なくなかった。

こうしたなか、丙子の亂に關する箇所について『承政院日記』の原史料となったと考えられる『南漢日記』がとりあげられるようになった。ただ、史料そのものに對する検討は、金南日氏の論考が唯一である。金氏の二〇一五年の論文（以下、金南日「二〇一五」のように略記）のうち、「I. はじめに」と「V. おわりに」を除いた本論部分の内容を紹介すれば次の通りである。

まず、改修本『承政院日記』の主な典據として擧げられる「丙下南漢日記」の内容を明らかにする目的で傳石之珩撰

『南漢日記』がとりあげられる。そして、末尾の李箕鎮「南漢日記後識」から、本史料が前刑曹佐郎として南漢山城に籠城した石之珩の撰ではなく、籠城當時の承政院に所屬する注書の記録である「注書日記」（堂后日記ともいう）であることが指摘される（Ⅱ）。その上で、改修本『承政院日記』仁祖十五年（一六三七）正月部分については、『南漢日記』が主な根據であることを確認する（Ⅱ-1）。一方、主な根據を「盧餘（日記）」とする改修本『承政院日記』仁祖十四年十二月十七〜二十八日部分は、『南漢日記』の記事が採用されなかったとする（Ⅱ-2）。續いて李道長撰『承政院日記』（詳細については本稿の二を参照）仁祖十四年十二月部分を基準として、『南漢日記』（本稿の一で紹介する中央圖書館本A）および改修本『承政院日記』、『仁祖實錄』の各記事の對應關係を検討する。特に十二月十七日條の記事の比較から、これら史料がそれぞれ別の記録に基づいて作成された史料であるため、同じ場面の記録でも、表現に微妙な差異が生じていることを指摘する（Ⅱ-3）。

次に再び『南漢日記』が分析され、中央圖書館本Aは、他の寫本と比較して十二月十五〜二十日部分に日附と記事の順序の差異があるとする（Ⅲ）。

そしてさらに一轉して、改修本『承政院日記』から仁祖十四年十二月初一日〜十五年正月三十日における承政院の六名の承旨と注書二名、假注書一名、事變假注書一名の勤務狀況や業務實態が整理される（Ⅳ）。

以上のように、金南日「二〇一五」の論點は多岐にわたり、まとまりがない。『南漢日記』の撰者が石之珩ではなく、寫本間で日附のずれや記事の配列の差異があることなど、重要な指摘を含むものの、いずれも表面的な分析にとどまっており、全ての論點について再検討しなければならない。

金氏は續く二〇一八年の論文において改修本『承政院日記』仁祖十四年十二月十四日〜三十日條について検討した。ここでは、①以下で紹介する『南漢日記』諸本のうち、ソウル大奎章閣本AとBはほぼ同じ内容、②ソウル大奎章閣本AとBと中央圖書館本Aはほぼ同じ内容、③李道長撰『承政院日記』の内容は改修本『承政院日記』にほとんど反映されな

かった、という三點について述べている。本稿ではこのうち、①③については同意するが、②については見解を異にすることについて述べ、またあわせて、『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』の関係のうち、金氏が觸れていない點について述べる。

なお『南漢日記』は、別の撰者による同名別本が數種傳存している。また大部分の所藏機關が、本稿で対象とする『南漢日記』の撰者を石之珩として登録し、一部については羅萬甲撰『丙子錄』と明確に誤って登録している。このため、ここでとりあげる『南漢日記』については、便宜的に傳石之珩撰『南漢日記』と表記して検討を進める。

## 一 傳石之珩撰『南漢日記』について

### (1) 諸寫本

『南漢日記』の寫本について、金南日「二〇一五」は五種を挙げ、同「二〇一八」では二種を追加している。<sup>(4)</sup> 筆者が、韓國國史編纂委員會により運營されている韓國歴史情報統合システム (<http://www.koreanhistory.or.kr/>) を利用して調査したところ、【表1】のように十二種の寫本が存在することが判明した。今後の調査によって、さらに増える可能性が高い。

#### a. ソウル大學校韓國學研究院奎章閣所藏本A

以下でも検討するように、他本に比べて赤字が目立ち、文意も通じなくなっている箇所があるなど寫本として不備が多い。各冊に「朝鮮總／督府圖／書之印」、「京城帝／國大學／圖書章」を押す。臺灣で出版された朝鮮石之珩著『中韓關係史料輯要5 南漢日記』（珪庭出版社、一九七九年）は本史料の影印である。ただし、同書は底本を明示していない。

【表1】傳石之珩撰『南漢日記』諸寫本の所在

記號	著者名 ***	書名	冊數	所藏機關	請求記號	李箕鎭 後識	デジタル 畫像
a*	石之珩	南漢日記	4	ソウル大學校 奎章閣	998	無	無
b*	石之珩	南漢日記	4	ソウル大學校 奎章閣	4352	有	無
c	石之珩	南漢日記	4	東國大學校 中央圖書館	D951.0557- 석 79 ㄴ	有	無
d*	石之珩	南漢日記	4	UC BERKELEY Library	ASAMI15.4	有	有
e**	羅萬甲	丙子錄	4	UC BERKELEY Library	ASAMI15.6	無	有
f	石之珩	南漢丙子錄	3	成均館大學校 尊經閣	B6B-0007	無	無
g*	石之珩	南漢日記	3	國立中央圖書館	古 2154-8	有	有
h	石之珩	南漢日記	4	淑明女子大學校 圖書館	CK811.6-석자협- 남	有	無
i**	羅萬甲	丙子錄	5	大阪府立 中之島圖書館	韓 5-127	無	有
j*	石之珩	南漢日記	3	國立中央圖書館	古 2154-15	有	有
k	石之珩	丙子錄	1	國立中央圖書館	한조朝 56-나 187	無	有
l	石之珩	南漢日記	1	高麗大學校 圖書館	암송 B8-A367	無	無

\* 金南日 [2015] 参照。

\*\* 金南日 [2018] 参照。

\*\*\* 著者名は所藏機關の登録名に従った。

b. ソウル大學校韓國學研究院奎章閣所藏本 B

寫本としては最も状態がいいものと思われる。各冊に「世寶」、「觀物軒」、「貳極之章」<sup>⑤</sup>、「帝國／圖書／之章」、「朝鮮總督府圖／書之印」が、見返しに「京城帝／國大學／圖書章」、「서울／大學校／圖書」(ソウル／大學校／圖書)が押されている。

c. 東國大學校中央圖書館所藏本

奎章閣本 B について状態がいいが、ところどころ字句について校訂を施した箇所がみられる。

d. カリフォルニア大學バークレー

校東アジア圖書館所藏本 A (以下、浅見文庫本 A)

東國大本よりも誤字が多いが、大部分が朱筆により修正されている。インターネットアーカイブ (The Internet Archive: <https://archive.org/details/texts>)、高麗大學校海外

韓國學資料センター (<http://kostimakorea.ac.kr/>) にてデジタル画像が公開されている。

e. カリフォルニア大學バークレー校東アジア圖書館所藏本 B (以下、浅見文庫本 B)

外題は「丙子録」であり表紙見返し部分に「注意」「高等法院」の活字が印刷された附箋が貼られ、「羅萬甲著／丙子録四冊寫本／自仁祖丙子十二月十四日／至丁丑正月初五日／廿二日間記事」と書き込まれている。このことから、羅萬甲撰『丙子録』として登録されたようであるが、内容は紛れもなく『南漢日記』である。また冒頭の丙子十二月十四日條の文中、「所坡津」の傍らに附箋が貼られ、「所坡津ハ松坡鎮ト同カ」と日本語による注記がなされている。第四冊の末尾には別筆で「江都録」、「江都後評」、「洪學士立節事實」、「大報壇營建時傳教 肅廟甲申四月初十日」、「御製大報壇詩并序乙酉三月初九日」、「英宗乙巳禮判丹巖閔鎮遠袖筭」が筆寫されている。このうち「江都録」は「丙子十二月十二日、義州府尹林慶業馳啓入來」という書き出しで始まる。これは司饗院奉事として南漢山城に籠城した南磔が残した『南漢日記』所收の「江都録」の書き出しと類似しており、<sup>6)</sup> 何らかの關係があるのではないかと推測される。

f. 成均館大學校尊經閣所藏本

内題は「南漢丙丁録」となっている。各冊に「成均館大／學校圖書／館藏書印」を押す。表紙見返し部分に「己亥春在錦營時賸來」とあり、當該寫本の成立についての手掛かりになるのではないかと思われるが、確定的なことはいえない。記事の内容や配列などからみて『南漢日記』であることは間違いないが、次に掲げる冒頭部分の記述が他本と大きく異なっている。傍線部の記述が、他本にはみられないものである。

崇禎丙子十二月十二日、平安道觀察使洪命着馳啓虜賊犯境。十三日、又報過安州。十四日、上出幸江都、駕至南大門、聞賊兵已到高陽。勢未及得達江都。旋向南漢、由水溝門馳至松坡津。江冰。初合時、未開路、而不暇下馬。至夢村。

日已昏黑、炬火不出。初更末、始達山城。百官隨至僅數十人。大臣以下諸侍從、二更中始及來。藥房政院二品以上問安。自此逐日間安。

## g. 韓國國立中央圖書館所藏本 A

以下でも検討するように、奎章閣本 B 系統の寫本をもとに再構成された可能性が高い。各冊に「國立中央／圖書館／藏書印」を押す。奎章閣本 B 系統と比較して、日附のずれがみられるが、詳細については【表 7-1】を参照されたい。

末尾に「附瀋陽日記」として「丁丑三月十五日」、「四月十五日」、「四月十九日」の記事が記される。これは丙子の亂後、瀋陽で人質として暮らした昭顯世子とその周邊の事情を世子侍講院が記録した『瀋陽日記』のうち、「斥和派」の代表として清に引きわたされ處刑された三學士（洪翼漢、尹集、吳達濟）にかかわる部分のみを抜き書きしたものである。本文中では、三學士について全て諱を避けて空白とする。「扈從錄」および「附瀋陽日記」では「洪○○」「尹○○」「吳○○」と諱の部分に「○」を記している。

## h. 淑明女子大學校圖書館所藏本

各冊に「淑明女子／大學校圖／書館藏書」を押す。字がかすれており判讀が難しい箇所がある。四冊本だが、内容は末尾の『瀋陽日記』の三學士にかかわる部分も含めて中央圖書館本 A と類似する。

## i. 大阪府立中之島圖書館所藏本

登録は「丙子錄」であるが、外題は「丙丁錄」となっている。五冊本であるが、第五冊は「江都錄」および「丙子日記」が筆寫されている。このうち「江都錄」は「羅萬甲記序」とあるものの、既に述べた南磔によるものであり、「丙子日記」は「記中凡僞我僞臣者羅萬甲自僞也」とあるように羅萬甲撰『丙子錄』の謄寫である。「丙子春初」に春信使羅德憲と回答使李廓が瀋陽に派遣されたところから始まり、それ以前の部分は省略されている。各冊に「大阪府立／圖書館／藏書之印」を押す。大阪府立圖書館による登録印の日附は「大正四年四月十六日」である。本書については藤本幸夫氏の研究もある。<sup>(8)</sup>

## j. 韓國國立中央圖書館所藏本B

外題は「丙子録」となっている。三冊本であり、金南日「二〇一五」は、十二月二十一日～二十六日部分の記事がないとしているが、正確には十二月二十日巳時～二十六日部分がないようである。各冊に「朝鮮學／術院藏／書之印」および「국립중앙도서관장서인」（國立中央／圖書館／藏書印）を押す。中央圖書館による登録印の日附は一九七二年一月二八日となっている。奎章閣本Aと同じく缺字が目立つ。

## k. 韓國國立中央圖書館所藏本C

外題は「丙子録」となっている。一冊本で、十二月二十日巳時～二十五日の前半部分が収録されているが、體裁は中央圖書館本Bとは異なっており、その関係は不明である。

## 1. 高麗大學校圖書館所藏本

一冊本であり、正月十八～十九日の記事の一部分のみが謄寫されている。

諸本各冊の構成を示せば【表2】のようになる。

## (2) 傳來過程

李箕鎮撰「南漢日記後識」はその傳來過程を次のように記す。ただしこれも諸本により異同があり、李箕鎮『牧谷集』(卷七、雜著)所收の「南漢日記後識」により字句を改めたところがある。

不佞は既に任を南漢に受けた。丙丁の故事を見ようとしたが、参考とすべき文字はなかった。諸吏に問うと、①かつて『南漢日記』數冊があったが、やがて散佚し、帙を成さなくなった。②ある年になって、承政院から命令がなされて進呈し、そのまま聯絡がない、と答えた。賤臣はかつて上にお目にかかった時にこのことを申し上げた。上はにわかになんて命じていった、もし進呈されたものが見つかるようなことがあれば、人を送つてもあったところに戻すよ



【表2】『南漢日記』諸本各冊の構成

年	月	日	奎章閣本 A	奎章閣本 B	東國大本	淺見文庫本 A	淺見文庫本 B	尊經閣本	中央圖本 A	淑明女大本	中之島圖本	中央圖本 B	中央圖本 C	高麗大本
丙子	12月	12日～						上	一	元	天			
		14日～	一	一	元	一	元							
		20日～												
		20日巳時												
		21日～												
		22日～	二	二	亨	二	亨							
		25日～												
		26日～												
27日～														
丁丑	正月	初2日～						中	一	利	三	地		
		初3日～	三	三	利	三	利							
		初4日～												
		初5日～												
		初6日～												
		初10日～												
		11日～	四											
		18日～		四	貞	四	貞							
		19日～												
		30日～												
後識														
扈從録			四				貞	下			四	人		

うに、と。退席して長い間お待ちしていたが、わざわざ繰り返し申し上げるようなことはしなかった。

③ 後にある人の家の書架のなかから、新たに一本を得た。標題に南漢日記とあり、全四編、凡例は明らかに注書による起居注から出たものであった。かつて南漢山城にあった舊本のなかから、謄寫されて傳わったもののようなものである。それは筵席上での議論を詳しく記録したもののようであり、しかも人の是非や事の可否には説きおとんでいない。倉卒にまとめられたところがあり、疎漏があるかもしれないが、決して偽りを述べ事實に過ぎるところはないと分かり、信筆であることは明らかである。この城においてこの記録がない、

ということがあり得ようか。そこでこの書を謄寫し、諸府に保存させ、後世の参考として用いるようにさせた。

崇禎丙子後再癸酉留守兼守禦使李箕鎮謹識。<sup>(9)</sup>

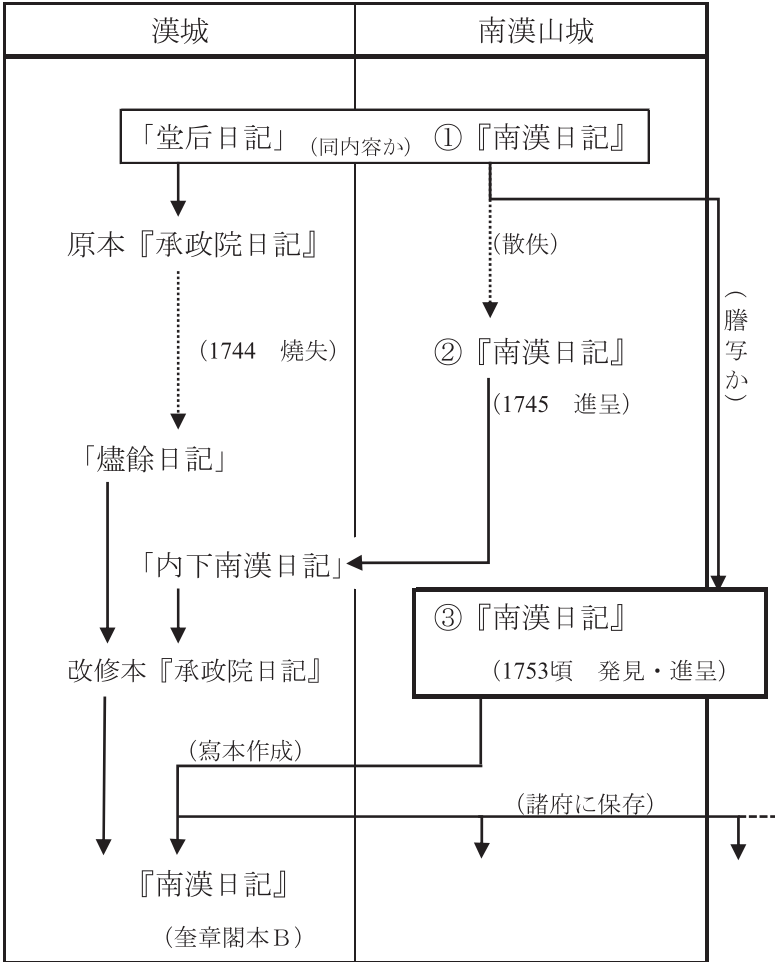
「崇禎丙子後再癸酉」とは、英祖二十九年（一七五三）である。

①の『南漢日記』は注書日記として焼失前の『承政院日記』の原史料となったものと同内容であったと考えられる。②の『南漢日記』は、金南日「二〇一五」で指摘されているように『承政院日記』の焼失を受けて英祖二十一年（一七四五）十二月に進呈され、改修本『承政院日記』の原史料として利用されたと考えるのが自然であると思われる。<sup>(10)</sup>翌年五月、英祖は日記廳堂上の任珽、洪啓禧、李喆輔に、「謄出」させた「南漢日記」を下し與えている。<sup>(11)</sup>金南日「二〇一五」によれば、この『南漢日記』の仁祖十四年十二月部分は二十六日條の一部を除いて失われており、改修本『承政院日記』の當該部分は「燼餘（日記）」が典據史料として利用されたという（二五四、二六三頁）。改修本『承政院日記』の典據史料として挙げられる「内下南漢日記」とはこれであると思う。<sup>(3)</sup>の『南漢日記』は、さらにその後に發見された、「全四編」の完帙本であった。これを筆寫したものが、現存する諸本の原型となったことは間違いない。この間の經緯を圖示すれば【圖1】のようになる。

(3) 寫本間の異同

(a) 十二月十四日條

實際に『南漢日記』の諸本を手にした時、まず目を引くのが、冒頭部分に當たる十二月十四日條の空白部分である。既に尊經閣本について紹介した際に引用したように、國王が南漢山城に到着した部分の後に續く箇所である。國王は、備邊司の高官ら九名を引見し、「この城に入れたのは上出來であった」とまずは勞いの言葉をかけた。しかし、領議政の金瑬は、「この城は險阻であるが、周圍から孤立していて危険なので、明日の早朝に出發して、果川から江都へ入」ってほど



【圖 1】傳石之珩撰『南漢日記』の傳來過程

うかと提案する。これに對して國王が「もうまにあわない（緩不及事）」と消極的な姿勢をみせた後のやりとりの部分について諸本を比較すると【表3】のようになる。

【表3】傳石之玠撰『南漢日記』十二月十四日條の空白部分の比較

牽章閣本 A	<p>遼曰、此城決不可留。請速行江都。</p> <p>無《二》面據之、則將無可爲之策矣。</p> <p>何。雖然若自上在此圖之、《二》以動彼虜之心。蓋《五》城</p>
牽章閣本 B	<p>遼曰、此城決不可留。請速幸江都。上曰、江都非不好也。距此甚遠、而賊兵絕路、何可及達乎。</p> <p>李聖求曰、今日若直出馳進、則亦可及達。而不能往矣。遼曰、渠旣以好意言之。我亦以好意答之、姑《十五》</p> <p>此圖之、則不可以動彼虜之心。蓋賊已知孤城</p> <p>無特、四面據之、則將無可爲之策矣。</p>
東國大本	<p>遼曰、此城決不可留。請速幸江都。上曰、江都非不好也。距此甚遠、而賊兵絕路、何可支達乎。</p> <p>李聖求曰、今日若直出馳進、則亦可及達。而不能往矣。遼曰、渠旣以好意言之。我亦以好意答之、姑《六》</p> <p>何。雖然若自上在此圖之、則不可以動彼虜之心。蓋賊已知孤城</p> <p>無特、四面據之、則將無可爲之策矣。</p>
淺見文庫本 A	<p>遼曰、此城決不可留。請速幸江都。上曰、江都非不好也。距此甚遠、而賊兵絕路、何可及達乎。</p> <p>李聖求曰、今日若直出馳進、則亦可及達。而不能往矣。遼曰、渠旣以好意言之。我亦以好意答之、姑《六》</p> <p>何。雖然若自上在此圖之、則不可以動彼虜之心。蓋賊已知孤城</p> <p>無特、四面據之、則將無可爲之策矣。</p> <p>遼曰、此城決不可留。請速行江都。</p> <p>非不好也。距此甚遠《二十九》</p>
淺見文庫本 B	<p>無特、四面據之、則將無可爲之策矣。</p> <p>何。雖然若自上在此圖之《四》以動彼虜之心。蓋《五》城</p>
尊經閣本	<p>遼曰、此城決不可留。宜速幸江都。上曰、江都非不好也。距此甚遠、而賊兵絕路、何可及乎。</p> <p>兵曹判書李聖求曰、今日直出馳進、則亦可及達矣。遼曰、渠旣以好意言之。我亦好意答之、姑使退兵、而爲之計如何。雖然自上在此圖之、則不可以動彼虜之心。蓋賊則已知孤城</p> <p>無特、四面據之、則將無可爲之策。</p>

中央圖本 A	<p>塗曰、此城決不可留。請速幸江都。上曰、江都非不好也。距此甚遠、而賊兵截路、何可及達乎。          李聖求曰、今日若直出馳進、則亦可及達。而不能往矣。塗曰、渠既以好意言之。我亦以好          意答之、姑缺          此圖之、則不可以動彼虜之心。蓋則賊已知孤城          無恃、四面據之、則將無可爲之策矣。</p>
淑明女大本	<p>塗曰、此城決不可留。請速幸江都。上曰、江都非不好也。距此甚遠、而賊兵截路、何可及達乎。          李聖求曰、今日若直出馳進、則亦可及達。而不能往矣。塗曰、渠既以好意言之。我亦以好          意答之、姑缺          此圖之、則不可以動彼虜之心。蓋賊已知孤城          無恃、四面據之、則將無可爲之策矣。</p>
中之島圖本	<p>塗曰、此城決不可留。請速行江都。          非不好也。距此甚遠、而賊兵絕路、何可及達乎。          李聖求曰、今日若直出馳進、則亦可及達、而不能往矣。塗曰、渠既以好意言之。我亦好          意思之、姑使退兵、而爲之計料如何。雖然若自上在此圖之、則不可以動彼虜之心。蓋賊已知孤城          無恃、四面據之、則將無可爲之策矣。</p>
中央圖本 B	<p>塗曰、此城決不可留。請速行江都。          非不好也。距此甚遠、〔百八〕          何。雖然若自上在此圖之、〔二〕以動彼虜之心。蓋〔十一〕城          無恃、四面據之、則將無可爲之策矣。</p>

\*〔 〕内は空白の文字數、《 》内は缺損の文字數を示す。

\*空白分の文字數は目安であり、實際に底本で失われていた文字數は確言できない。

この部分を比較するだけでも、寫本によつてかなりの異同があり、その關係について一概に論じられないことが分かる。完帙本のうち、最も缺損が多いのが奎章閣本 A であり、その直前の國王の發言である「非不好也」の部分も、「上曰」が脱落しているため、文意が通じなくなっている。

注目されるのは缺損部分の處理の仕方で、奎章閣本 A B、東國大本、淺見文庫本 A B、中央圖本 B は該當部分を空白で表現し、淑明女大本、中央圖本 A は「缺」の一字のみで表現している。前六本と後二本はそれぞれ記事内容の面でも類似している點が多く、この二系統の寫本があったとみてよい。

これに對して、中之島圖本、尊經閣本は上記二系統のいずれともいえない部分が多い。本記事についても、空白や「缺」字部分がなく、これらによってその記述を復元することが可能となっている。そしてここから、國王自身が南漢山城から江華島への移動にかなり消極的であったことが知られる。

(b) 十二月二十七日條

『南漢日記』の十二月二十七日條は、全體の記事のなかでも特異であり、記事の分析に際しては眞つ先に検討が必要な箇所であるといえる。

この日の明け方、國王と大臣および高官との間でなされたやりとりに関する記事であるが、同じの場所でのやりとりを記録したひとまとまりの記事が、聯續して収録されているのである。まず、該當箇所を奎章閣本Bから引用する。奎章閣本Bは「○」などで記事の分割はなされていないが、後で比較する中央圖本Aを参考に丸數字で通し番號を附した。

- ⑪ 朝。大臣引見。上曰、奴中送使事、不遣宰臣者何意歟。塗曰、自我送使、(a) 既未合當。而宰臣入去、或有拘留之患、則大傷國體。(b) 故欲使伏兵、先通牛酒出送之意、於馬胡、而送使耳。如此則事有次第、似爲便當。(c) 上曰、聞諸處(d) 或有應砲、或爲應火云。其事如何。(e) 塗曰、麻喜川屯兵、不是湖南兵、則必是湖西兵也。江原道之兵、則來屯檢丹。此去其處二十里矣。上曰、沈器成尙未出去乎。(f) 留都大將處、幾度送人乎。援兵雖來、不可不接濟也。塗曰、器成則時未出去。(g) 景曾曰、留都大將處、則李信民昨已出去矣。
- ⑫ 江原道出去僧人入來。監司趙廷虎狀啓、使原州營將權井吉、領原州鎮管軍兵、先爲赴難。臣則更督未到軍兵、鱗次進去云云事。原州牧使李重吉上疏大概、聞變痛哭、罔知所爲。謹率手下衛兵三十名、與權井吉偕赴、而監司分付、還向本道、接濟軍糧云云。因上乾雉二首、僧人帶來。

- ⑬ (a) 上曰、勤王兵已來、自此亦爲放砲、以助形勢如何。塗曰、放砲則不關、而出送牛酒、正其幾也。上曰、非敢欲

使賊畏懼也。(b) 欲激勤王兵之氣也。瑞鳳曰、刻期定約、援兵到近、然後可以爲之。不必爲虛放也。上曰、(c) 自我不助聲勢、則士卒豈有奮發之氣耶。(d) 濼曰、江原之軍、已爲應砲。(e) 若到近處、則可以內外挾攻也。

⑭

大司諫金槃請對、啓曰、出送牛酒事、(a) 臣於昨日聞之矣。(b) 無害於大義、而事可以救急、則到此地頭、窮蹙已極。(c) 廟堂所爲、固不敢爭。同僚皆欲爭執、(d) 而臣以此意止之矣。今日則事幾已異、姑先出擊、牛酒雖或送之、

(e) 待歲(f) 出送如何。上曰、其言是矣。凡事不可不詳細思之。從前淺慮之人、誤事者已多矣。(g) 槃曰、聖教

當矣。然宰臣入送、似爲未安。(h) 上曰、此則大臣亦言之矣。上曰、當送何人。(i) 濼曰、有李箕男者。卽鰲城府

院君李恆福之妾子、而爲人伶俐、善於辭令、可以送之矣。上曰、聞(j) 鰲城之子、皆不若人云。(k) 此人則如何。

弘胄曰、嫡子則果不及人。而此則妾子、爲人甚伶俐矣。(l) 上曰、今日令各營放砲、以助援兵之氣如何。濼曰、今

日則方送牛酒、姑待之似當。昨夜李曙選募二十人、爲夜擊之舉。賊之形勢已變、終夜喧噪、不爲就睡。故不得爲之。

廣州軍兵、爲復讎請出者十八人、而臣姑止之、先送六名、使之偵探。而時未及來矣。

⑮

(a) 上曰、江原道軍兵、想必不多。未知其數幾何。濼曰、文報中不及軍數矣。(b) 景曾曰、咸鏡南道之兵、亦到抱川云。而未能的知也。濼曰、穆陵之內、亦有我國軍兵之狀矣。江原道之軍兵、分八百爲三運。(c) 而砲手皆爲山尺。

故最精銳矣。(d) 上曰、往還僧人、功勞甚多。卽爲論賞。狀啓持來人、亦爲論賞送之。聞其人出身云矣。(e) 濼曰、

西路之事、極可駭痛。將帥輩各保山城、不爲出戰。軍士則無不願戰云矣。上曰、牛酒早送可也。牛豬幾何。濼曰、牛

一猪二矣。酒幾何。曰十瓶矣。上曰、一馱可載乎。曰、路險且凍、當載二馱矣。(f) 景曾曰、任夢得之言、分明害

廷虎之言也。渠云十四日在江陵聞變云。十四日何可及聞乎。聞其人訟於監司而不利者云。濼曰、必聞犯境之奇耳。

(g) 景曾曰、原州牧使上疏、入此之後、新所得見極可嘉善。上曰、爲先赴難、誠爲可嘉。當可褒獎可也。景曾曰、

營將軍兵、亦爲捕得賊兵云。雖未知爲誰某。而亦當褒獎、以激士氣也。上曰、其言是矣。亦爲褒獎、以勸士氣。退出。

①9

(a) 平明。領議政金瑬、左議政洪瑞鳳、右議政李弘胄引見。入侍同副承旨李景曾、假注書李哲、記事官俞。上曰、欲不送宰臣於奴營者、是何意耶。金瑬曰、事體似重故也。自此先送使臣、於事理本未妥當。以(b)若送宰臣、脫有拘留之患、則大傷國體。若使伏兵、先通送牛酒之意於馬胡、(c)而然後送使、則事有次第、似或便當也。上曰、(d)援兵來住處、舉火放砲云。(e)其勢如何。金瑬曰、(f)見狀啓、則江原之兵、來在檢丹云。檢丹去此二十里許、砲聲相應。而忠清之兵、亦到竹山云矣。(g)上曰、援兵雖來、自此接濟而後可以得力也。沈器成其已出去耶。留都大將處送幾人乎。(h)金瑬曰、沈器成尙未出去矣。李景曾曰、留都大將處、則昨日李信民出去矣。上曰、勤王兵已到。自此放砲、示以形勢(i)則何如。瑬曰、臣意則以爲不爲放砲、隱然而處似當矣。且此時送使亦甚好機也。上曰、所以欲爲放砲者、非爲必使賊有所忌也。若如此則外軍必有所恃也。洪瑞鳳曰、待外援兵來、而可以有爲、不必虛事也。(j)上曰、若隱伏而不爲聲勢、則士卒其有生氣乎。(k)金瑬曰、聞砲聲、而知其爲江原之兵、(l)此軍若近來、則可以內外協攻也。

②0

(a) 大司諫金槃請對曰、奴營送牛酒事、(b)臣意以爲未安。而事之十分地頭、若不害理、則(c)事之利害、有不能顧。(d)故昨日同僚相議、欲爲啓辭。而臣以此意正云矣。(e)今聞江原之兵、已到近地。士氣百倍、可以出擊。請勿送牛酒。雖或送之、(f)觀勢爲之何如。上曰、其言亦然矣。(g)前日淺慮之人、致誤國事。今宜勿爲輕發也。金槃曰、(h)雖送使臣、宰臣則勿送可也。上曰、大臣之意亦如此矣。(i)上問曰、武臣中誰可往者。金瑬曰、有李箕勇者。故相恆福之妾子也。(j)群意欲送此人也。上曰、李恆福之子、(k)人皆云不慧。此人何如耶。李弘胄曰、人言恆福之妾子、猶勝於嫡子云矣。(l)洪瑞鳳曰、此人以進士而業武者也。金瑬曰、此人捕賊陞堂上。而亦能文能寫也。李弘胄曰、只送牛酒而已。大事則不必與議。此人可以送之也。金瑬曰、援兵雖到、此事則甚好矣。上曰、然則送之。(m)上曰、外援接濟事、相議爲之可也。金瑬曰、今日將送使。今日則不爲出兵似當矣。

②1

上曰、江原之兵、想必零星矣。金瑬曰、文報中其兵其數、(a)未知幾何。而(b)聞江原之兵、分八百爲三運、而



砲手則甚精銳云。(c) 今者援兵四集、賊必疲於奔命矣。李景曾曰、南道之軍、到於抱川云矣。金瑬曰、西路之事、甚可痛也。各(d) 率軍兵投入山城、其軍雖欲出戰、而終不出兵云。極可痛駭也。李景曾曰、任夢得之言、必是浮言也。十四日在江陵聞變云、安有此理乎。金瑬曰、聞犯境之奇云矣。上曰、任夢得論賞。狀啓持來人、亦爲施賞、卽爲出送。李景曾曰、聞馳報則江原之兵、捕得賊兵云。未知誰人之必捕。而亦宜褒獎矣。上曰、依爲之。(e) 洪瑞鳳曰、送牛酒事、宜速定奪矣。上曰、速定宜矣。仍問曰、所送之物幾許耶。金瑬曰、牛二頭酒十瓶矣。上曰、一時持去乎。金瑬曰、或負或牽、一時送之矣。

以上のように、明け方の國王が大臣を引見し、清の陣中への使者派遣などを話し合った場面(⑪・⑬、⑲)、大司諫金鑿が國王に謁見を願い出て使者派遣について意見した場面(⑭、⑳)、さらに國王と大臣とで江原道軍兵の動向などを検討し、國王が清の陣中への使者派遣を指示する場面(⑮、㉑)が繰り返されている。省略した部分には左承旨崔蔚が國王に對して使者派遣への反對を表明し(⑯)、國王が羅萬甲を引見し、南漢山城の兵糧の管理などについて指示を出し(⑰)、清の陣中に李箕男を使者として派遣したが追い返されてしまった(⑱)ことが記される。つまり、記事⑱で李箕男派遣の顛末が記されているにもかかわらず、記事⑲～㉑でもう一度、使者派遣に向けた議論が繰り返されているのである。

これらの記事の配列は、奎章閣本A、東國大本、淺見文庫本AB、尊經閣本、中之島圖本、中央圖本Bが共通する。『承政院日記』十二月二十七日丁酉條でも同様であり、同書では十三～十四番目と十七～十八番目にそれぞれ収録されている。『承政院日記』の典據は最後の天文記事を除いていずれも「燼餘(日記)」である。従って改修前の『承政院日記』の原史料がこの『南漢日記』であったようである。

その一方で、次に示すように、中央圖本A、淑明女大本には明らかにこの部分を操作した形跡が認められる。ここでは中央圖本Aのうち、十二～十三番目の記事を参照する。どの部分が、奎章閣本B系統のどの箇所からの引用なのかも明快に示すことが可能である。次に示す引用文中、「(⑲ra)」とある場合、先に引用した奎章閣本Bの⑲の記事中の(a)以

下の傍線部をもとにした記述であることを表現している。

- ⑫ (19 a) 平明。領議政金瑬、左議政洪瑞鳳、右議政李弘胄引見。同副承旨李景會、假注書李哲、記事官俞徹入侍。上曰、欲不送宰臣於虜營者、是何意耶。金瑬曰、事體似重故也。自此先送使臣、於事理(11 a) 既未合當。而(19 b) 若送宰臣、脫有拘留之患、則大傷國體。(11 b) 故欲使伏兵、先通牛酒出送之意於馬胡、(19 c) 而然後送使。如此則事有次第、似或便當也。(11 c) 上曰、聞(19 d) 援兵來住處、(11 d) 或有應砲、或有舉火云。(19 e) 其勢如何。(11 e) 瑬曰、麻喜川屯兵、不是湖南兵、則必是湖西兵也。(19 f) 見狀啓、則江原之兵、來往檢丹云。此去二十里許、砲聲相應矣。(19 g) 上曰、援兵雖來、自此接濟而後可以得力也。沈器成其已出去乎。(11 f) 留都大將幾度送人乎。(19 h) 金瑬曰、沈器成尚未出去矣。(11 g) 李景會曰、留都大將處、則李信民昨已出去矣。(13 a) 上曰、勤王兵已到。自此亦爲放砲、以助形勢、(19 i) 則何如。瑬曰、臣意則以爲不爲放砲、隱然而處似當矣。且此時送使亦甚好機也。上曰、所以欲爲放砲者、非謂必使賊有所畏懼也。若如此則外軍必有所恃。(13 b) 而欲激勸王兵之氣也。瑞鳳曰、刻期定約、待援兵到近、然後可以爲之。不必爲虛放也。(19 j) 上曰、若隱伏而(13 c) 自我不助聲勢、則士卒豈有奮發之氣耶。(19 k) 瑬曰、聞砲聲、而(13 d) 江原之軍、已爲應砲。(19 l) 此軍(13 e) 若到近處、則可以內外挾攻也。(15 a) 上曰、江原道軍兵、想必不多。未知其數幾何。瑬曰、文報中不及其軍數。(21 a) 未知其幾許矣。(15 b) 景會曰、咸鏡南道之兵、亦到抱川云。而未能的知也。瑬曰、穆陵之內、亦有我國軍兵之狀矣。(21 b) 聞江原道之兵、分八百爲三連、(15 c) 砲手則皆是山人。故最爲精銳云。(21 c) 今者援兵四集、賊必疲於奔命矣。(15 d) 上曰、往還僧人、功勞甚多。卽爲論賞。狀啓持來人、亦爲論賞送之。聞其人出身云矣。(15 g) 景會曰、原州牧使上疏、入此之後、新所得見極可嘉尙。上曰、爲先赴難、誠爲可嘉。當可褒獎也。景會曰、聞馳報、則江原道營將軍兵、捕得賊兵云。雖未知爲誰人之所捕。而亦宜褒獎也。上曰、其言是矣。亦爲褒獎、以勸士氣可也。(15 e) 瑬曰、西路之事、極可駭痛。將帥輩各(21 d) 率軍兵投入山城、其軍雖欲出戰、而終不出兵云矣。

(15 f) 景曾曰、林夢得之言、分明害趙廷虎之言也。渠云十四日在江陵聞變云。十四日何可及聞乎。聞其人訟於監司而不利者云矣。塗曰、必聞犯境之奇耳。

- 13 (20 a) 大司諫金槃請對曰、虜營送牛酒事、(14 a) 臣於昨日聞之矣。(20 b) 臣意雖爲未安、(14 b) 而無害於大義、事可以救急、則到此地頭、窮蹙已極、(20 c) 事之利害、有不可顧。(14 c) 廟堂所爲、固不可爭。(20 d) 故昨日同僚、欲爲啓辭、(14 d) 而臣以此意止之矣。今日則事機已異。(20 e) 聞江原之兵、已到近地、士氣百倍、可以出擊。請勿送牛酒。雖或送之、(14 e) 待歲除(20 f) 觀勢(14 f) 出送何如。上曰、其言亦是矣。凡事不可不詳細思之。(20 g) 前日淺慮之人、致誤國事者多矣。今宜勿爲輕發也。(14 g) 槃曰、聖教至當矣。然宰臣入送、似爲未安。(20 h) 雖送使臣、宰臣則勿送可也。(14 h) 上曰、此則大臣亦言之矣。(20 i) 上問金塗曰、武臣中誰可往者。(14 i) 金塗曰、有李箕男者。卽鰲城府院君李恆福之妾子、而爲人伶俐、善於辭令。(20 j) 群意欲送此人也。上曰、(14 j) 鰲城之子、(20 k) 人皆云不慧。(14 k) 此人則何如。弘胄曰、嫡子則果不及人。而此則妾子、爲人甚伶俐矣。(20 l) 瑞鳳曰、此人以進士而業武者也。塗曰、此人捕賊陞堂上。而亦能文能寫也。弘胄曰、只可送牛酒而已。大事不必與議。此人可以送之也。塗曰、援兵雖到、此事則甚好矣。上曰、然則送之。(14 l) 上又曰、今日令各營放砲、以助援兵之氣何如。塗曰、今日則方送牛酒、姑待之似當。昨夜李曙選募二十人、爲夜擊之舉。賊之形勢已變、終夜喧噪、不爲就睡。故不得爲之。廣州軍兵、爲復讐請出者十八人、而臣姑止之、先送六名、使之偵探。而時未及來矣。(21 e) 瑞鳳曰、送牛酒事、宜速定奪矣。上曰、速定宜矣。仍問曰、所送之物幾許。塗曰、牛二頭酒十瓶矣。上曰、一時持去乎。塗曰、或負或牽、一時送之矣。(20 m) 上曰、外援接濟事、相議爲之可也。塗曰、今日將送使。今日則不爲出兵似當矣。

このように、中央圖本Aは明らかに奎章閣本B系統の記事を継ぎ接ぎして再構成したものである。この部分については淑明女大本も中央圖本Aとほぼ同文を載せる。また、奎章閣本B系統の記事⑫「江原道出去僧人入來」以下のくだりは、中

【表4】『南漢日記』12月27日條(部分)における奎章閣本B系統と中央圖本Aおよび淑明女大本との對應關係

	奎章閣本B系統	中央圖本A	淑明女大本
大臣引見	⑪ ⑲	⑫	⑫
江原道出去僧人	⑫	③	⑬
上曰、勤王兵	⑬ ⑲	⑫	⑫
大司諫金槃請對	⑭ ⑳	⑬	⑭
上曰、江原道	⑮ ㉑	⑫	⑫

中央圖本Aでは十二月二十七日條の三番目の記事として登場し、淑明女大本ではいま引用した中央圖本Aの記事⑫と⑬の間に挿入されるなど、収録箇所が諸本でまちまちである。これは江原監司趙廷虎の狀啓が届けられた時點を基準として配列するのか、あるいは狀啓の内容が國王と大臣のやりとりで觸れられるため、話し合いの直前の部分に挿入するのかという記事の操作意圖と關係すると思われる。奎章閣本B系統と中央圖本Aおよび淑明女大本の記事の對應關係をまとめたのが【表4】である。

みられるように、奎章閣本B系統は同じ場面の描寫が繰り返されるが、どちらも時系列は同じである。これに對して、中央圖本A系統では、「上曰、江原道軍兵」で始まる江原道からの援軍をめぐる國王と金瑩のやりとりが、明け方の國王と大臣とのやりとりを記述した中央圖本Aおよび淑明女大本の記事⑫に繰り入れられてしまっている。つまり、この箇所は奎章閣本B系統と比較して順番が前後する結果となっている。この點、中央圖本A系統の利用には慎重にならなければならない。

とはいえ、中央圖本A系統の試みは、結果的に、奎章閣本B系統の『南漢日記』、そしてそれをもとにした『承政院日記』が、同じやりとりに對する二通りの記述を、統合せずにそのまま収録したことを示してくれるものとなっている。このことは、十二月二十七日の國王と大臣のやりとりに始まるひとまとまりの記録が少なくとも二つは存在していたことを意味する。

その作成者は記事中にも登場する假注書李哲、記事官兪徹であり、奎章閣本Bの記事⑪(⑮)は李哲による「注書日記」、同じく記事⑲(⑳)は兪徹による「春秋館日記」である可能性が

極めて高い。まず『南漢日記』は「注書日記」を集成したもので、作成者は承政院に所屬する注書および假注書、さらに臨時に設けられる事變假注書である。従って記事⑪～⑮の作成はこの時に勤務していた李哲の擔當である。

次に、記事⑱は冒頭に大臣、承旨、注書、記事官という參席者の名簿が記されている。ここに見える記事官兪徹は『南漢日記』末尾の「扈從錄」によれば、藝文館檢閲であり、檢閲は奉教、待教とともに實錄編纂に用いられる「時政記」の草稿となる「春秋館日記」作成を擔當した。<sup>14</sup> 記事⑲～⑳の原史料は同席したもう一人の史官である記事官兪徹が作成した「春秋館日記」とみるのが自然であると思う。<sup>15</sup>

さらに、奎章閣本B系統では兪徹の諱を避けている。注書および記事官に關しては【表5】にまとめたような人士が擔當していたことが分かるが、兪徹のほかには避諱はみられない。一方の中央圖本A系統は兪徹を含めて例外なく諱を記しており、筆寫の際に補われたとみられる。

なお金南日【二〇一五】では、改修本『承政院日記』と『南漢日記』の十二月【二五二七】の記事も全て同一である【二六三頁】とするのみで、この問題について觸れていない。同【二〇一八】では、『南漢日記』十二月二十七日條について内容が重複する記事があることは認めるものの、「重複した記事の最初の部分の記事において大臣を引見した内容に入侍した臣下の名簿がないことが最も大きな差異である」と述べるにとどまっている（四一八頁）。

#### (4) 『南漢日記』と石之珩

石之珩、本貫は忠州、字は叔珍、號は壽峴、光海君二年（二六一〇）に生まれ、仁祖十二年（一六三四）、増廣文科に乙科で及第した。官歴は丙子の亂前の刑曹佐郎（正六品）が最高であり、亂後は江華、楊州、開城、平壤の郷校で教授（從六品）を務めている。著述には籠城時の事跡を記した『南漢解圍錄』がある。こちらは、冒頭に「崇禎紀元之戊寅」つまり仁祖十六年（一六三八）の石之珩による自序があり、彼の撰述であることは確實である。また文集として『壽峴集』が

【表 5】南漢山城籠城期の史官

	承 政 院					春 秋 館				
	注 書	注 書	假注書	事變假注書	事變假注書	記事官	記事官			
12月14日～	李道長	—	盧峻命	柳滄	金振	金弘郁	—			
12月16日			—	—		—				
12月17日			—	—		—	俞徹			
12月18日～			—	—		—	—			
12月20日			—	—		—	—			
12月21日～			—	—		—	—			
12月23日			—	—		—	—			
12月24日～			—	—		—	—			
12月27日～			—	—		—	—			
正月初1日	(病)	李哲(病)	柳滄	(病)	—	—	—			
正月初3日～							—	—	—	
正月初5日							—	—	—	
正月初6日～			—	—			—	—		
正月初8日～			—	—			李彬	(病)	—	—
正月初10日～			—	—			李克仁	—	—	—
正月12日			—	—			—	—	—	—
正月13日			—	—			—	—	—	—
正月14日～			—	—			—	—	—	—
正月17日～	—	—	—	金華俊	—	—				
正月22日	—	—	—	李彬	—	—				
正月23日～	—	—	—	金華俊	—	—				
正月27日～	—	—	—	(病)	—	—				
正月28日～30日	—	—	—	—	—	—				

\* 金南日[2015](181～185頁)をもとに作成した。

\*「—」は座目に名前が見えず、その日は入待しなかった可能性を示す。

\*「(病)」は座目に名前があるが、あわせて「病」と記され、その間は出仕しなかったと推定されることを示す。

\* 12月14～15日の金弘郁は李道長撰『承政院日記』による。記事官と明記はないが、備邊司堂上の引見に入待した。

ある。江華教授であった孝宗四年（一六五三）には『周易』に基づいて君主の務めを説いた『五位龜鑑』を獻呈して孝宗の稱贊を受けている。<sup>16)</sup>

ところで、ここで対象としている『南漢日記』が、金南日「二〇一五」が指摘する通り「注書日記」であるとして、それではなぜ、撰者が石之珩とされてきたのだろうか。現段階で、撰者を石之珩とするのは、朝鮮總督府編『朝鮮圖書解題』（一九一五年版）より遡らないようである。同書の一九一九年版には「圖書番號 九九八、四三三二」とあり、それぞれ奎章閣本A Bに該当する。

筆者のみるところ、『朝鮮圖書解題』の作成に際して撰者が誤って石之珩とされた一因となったのが、末尾の「扈從録」の記載であると思われる。「扈從録」について、『解題』には「英祖二十九年留守李箕鎮一本を得て其の事實の誤なきを認め謄寫して世に傳へたるもの即ち是なり卷末扈從録に領議政金瑬以下數百名の姓名を附記せり」というかたちで言及されるが、そこでは、『表6』にまとめたように、尊經閣本を除いて石之珩の名前を音通しない「衍」字をもって記している。

【表6】「扈從録」中の石之珩の表記

奎章閣本A	前佐郎石之衍
奎章閣本B	前佐郎石之衍
中央圖本B	前佐郎石之衍
淺見文庫本B	前佐郎石之衍
東國大本	前佐郎 衍
淺見文庫本A	前佐郎 衍
淑明女大本	前佐郎 衍
中央圖本A	前佐郎 衍
中之島圖本	前佐郎鄭之衍
尊經閣本	○前佐郎石之珩

また東國大本、淺見文庫本A、中央圖本A、淑明女大本は「石之」の部分で脱落させ、中之島圖本に至っては全くの別人名になっている。こうした表記の揺れが、『解題』以降、諸本を所蔵する機關において、石之珩と『南漢日記』を結び付ける誤りが踏襲された理由の一つとなったと思われる。

しかし、「後識」の記述通り、『南漢日記』の著者が石之珩でないことは確実である。さらにこの場合、同じ「扈從録」で任徳復が「前判官 徳復」と姓を脱落させた状態で記されていることにも注意しなければならない。こちらは石之珩の場合のように寫本間での違いはなく、例外なく姓を脱落させたかたちで現れる。すなわち、脱字の可能性が高い。石之珩の場合も、單なる誤字脱字の類であるという可能性も考えなければ

ばならない。

確かなことは、その「注書日記」が『承政院日記』に採用されたということである。そして、同時に作成されたもう一つの「注書日記」が、次にとりあげる李道長撰『承政院日記』である。

## 二 李道長撰『承政院日記』について

### (1) 概要

本史料は韓國學中央研究院より『李道長の承政院日記』（李道長の承政院日記）として二〇一〇年に影印出版された。廣州李氏海隱古宅から寄託され、同研究院で保管されているとのことである。全四冊の本史料は、李道長が權知假注書を務めた仁祖八年（一六三〇）九月初九〜二十一日の注書日記を収めた第一冊と、注書を務めた仁祖十四年十二月十四日〜十五年正月二十九日までの注書日記を収めた第二〜四冊からなる。

中村榮孝氏も、英祖年間（一七二五〜一七七六）の『承政院日記』改修の際、「なお當時中央に送致される機会をもたなかった曾經堂後家の私藏日記の類——すでに現在世に知られているものにも、慶尙北道漆谷郡倭館面李壽華氏所藏の『承政院日記』三冊（本書から仁祖の南漢山籠城時の記事を抜萃して『南漢日記』と名づけたもの一冊もある—原注）」と言及して<sup>17</sup>いたように、存在自體はよく知られていたようである。中村氏が「三冊」としているのは、丙子の亂の時の記録がなされた第二〜四冊のことを指しているためと考えられる。また、「南漢日記」と名づけたもの一冊というのは、『李道長の承政院日記』所收の鄭銖煥氏の解説でも紹介されているように、現在は大邱カトリック大學校中央圖書館の所藏となっている。



## (2) 記述の検討

## (a) 第二冊冒頭部分

李道長撰『承政院日記』の貴重な點は何といつてもその第二冊冒頭の記述にある。十二月十四日の最初の九條分の記事は傳石之珩撰『南漢日記』をはじめとする諸史料には全くみえず、しかも第十條目は後半から『南漢日記』の冒頭の記述に接續する内容になっている。このことから、『南漢日記』は何らかの理由で冒頭の數葉分が失われていたという推測も成り立つこととなる。ここでは、簡略ながらその部分の記述を紹介し、その意義の一端を明らかにしたい。まずは原文を提示する。

- ① 上在昌慶宮。停常參經筵。
- ② 朝。平安監兵使狀啓。賊兵已到平壤事。
- ③ 辰時。黃海兵使狀啓。賊兵已到開城府事。
- ④ 備邊司大臣以下始會。遂定幸江都之計。以體察使金塗之子慶徵爲檢察使。體副使李聖求之弟敏求爲檢察副使。當日辭朝出去。
- ⑤ 巳時量、嬪以下先出向江都。都承旨韓興一陪行。
- ⑥ 政院啓曰、自前多事之時、例爲加出事變假注書矣。請依前例、加出何如。傳曰、依啓。
- ⑦ 以假注書望單子。傳曰、忙未落點。以首望爲之。事變假注書、首望金振。
- ⑧ 大臣以下、始到閣門外。道長、與李之恆金弘郁、進問於金塗曰、事已急矣。不爲分軍遮截乎。塗勵辭曰、何處可以遮截乎。何軍可以分送乎。道長等曰、賊兵豕突、有如飄風驟雨。昨見渡江之報、今得過開城之啓。此狀啓到此時、賊兵亦必隨至。不爲遮截、而輕奉大駕。猝遇於中路、則未知何以爲之耶。訓練都監軍士尙多。不必盡令夾輦。姑定四五哨將、往逆於中路。而奉駕出城、不亦可乎。塗顧問洪瑞鳳曰、此言如何。瑞鳳曰、吾意亦然矣。塗曰、吾之軍官、有金

淵者。自願出逆。此人可以定將出送也。金淵等四人、領都監軍四哨、當刻出去。

- ⑨ 大駕將出、而各司下人、盡爲逃散。司僕寺牽陪人、亦盡逃走。而餘存者、更被江都陪行、內官之奪去、只有一名在。而御乘亦未整齊矣。政院送假注書金振、詰問提調李曙。曙曰、提僕正以去。振曰、僕正奉使日本、何以提去。仍曳內乘李震問而來、艱立御乘。使政院使令一人爲牽陪。

- ⑩ 未時、大駕始出都城。士女挾路慟哭。有不忍見者。至南門內水閣橋。自金淵等陣傳語曰、賊兵先鋒已到礪石岬。上駐馬路上、先射隊及卜物、已出門外矣。未及招還、徑閉城門。上登南門樓、上坐胡席上。百官闌入不可禁。使前射隊結陣於門外後、射隊結陣於門內。夾輦炮手、登樓環立。上顧謂諸臣曰、事將奈何。群臣蒼黃莫能對。吏曹判書崔鳴吉進曰、事已急矣。似聞渠言、以好意出來云。臣請承命往問曰、十年兄弟之國、何以無端出來耶。詰問之際、渠若擊殺小臣、則臣死於馬蹄下足矣。彼若接話、則臣當下坐談說。故爲遲遲。那時大駕從水溝門出。往赴南漢山城。而觀勢似乎得之矣。上曰、其計誠是。卿之忠誠、可謂至矣。鳴吉曰、朝臣中、惟李景稷慷慨、可當專對。請以爲副。上曰、可也。時景稷未及來。鳴吉遂以匹馬出門徑赴。景稷後至聞鳴吉請渠爲副、即以匹馬出門追往。於是上還從惠民署前路、由水溝門出至箭串。內侍金光澤吳以恭等、問陪從諸官曰、自上不御飲食已二日、頗覺氣乏。諸臣或持療飢之物乎。諸臣亦倉卒陪出。無有持來者、不得進至。松波申、江冰纒合矣。使李眞卿試堅脆、眞卿馬蹶、墜落不能起。上無暇下馬、遂馳渡江、至夢村前。日已黑矣。至山下、炬火一二柄始出。初更末、上入御山城客舍。

簡單に内容を要約すると、この日、國王は昌慶宮にいたが①、朝、平安監司から清軍が平壤に到達したとの報告が入り②、午前八時頃には黃海兵使から開城に到達したとの報告が入った③。これを受けてようやく大臣以下が集まり、江華への避難が決定された④。

午前十時頃に國王嬪以下、女官たちが江華に向けて出發した⑤。さらに緊急時につき事變假注書の任用が要請され金振がこれに當たることとなった⑥⑦。

昌慶宮から出る際には、李道長以下の史官が、清軍の漢城への侵入路の封鎖を金塗にかけあい、金塗は洪瑞鳳と相談の上、配下の軍官金淵ら四人に訓練都監の軍四哨を預けてこれに當たらせた(⑧)。李道長、李之恆、金弘都は史官として國王と行動をとる必要があるため、特にその安全に配慮していたものと思われる。

いよいよ國王が宮を出ようとするが、馬をひくべき官吏がみな逃げてしまっていた。承政院から金振を送って司僕寺提調の李曙を詰問したが、李曙の回答も、日本に派遣中の司僕寺正を呼ぼうとするなど要領を得ない。結局、國王の馬番である内乗の李震問を連れてきて、國王をどうにか乗馬させ、承政院の使令一人に馬を引かせ出發した(⑨)。時刻は既に午後二時頃になっていた。

國王一行は崇禮門内の水閣橋(水閣橋)に至ったが、國王は金淵らから清軍の先鋒が既に磚石岨に達したとの報告を受け、弓隊の前軍と輸送物は城外に出てしまっているにも関わらず、城門を閉ざしてしまった。國王は門樓に登り、諸臣に意見を求めたが、皆は慌てふためいて聲も出ない。そんななか崔鳴吉が進み出て、自ら交渉に當たることを直訴する。交渉の間の時間的餘裕を利用して、水溝門(洪熙門)より南漢山城に避難せよというのが彼の作戦であった。國王は崔鳴吉の忠誠を稱え、崔鳴吉が李景稷を自身に同行させることを願い出るとそれも許可した。こうして、國王は惠民署の前を通り、洪熙門を抜けて箭串に出た。漢江の氷は薄く、全羅兵使などを歴任した李眞卿も落馬するなか、國王はどうか渡り切り、周圍が暗闇に包まれ、松明に照らされるなか、南漢山城に入った。既に二日も食事を攝っていない状況であったという(以上⑩)。こうして既に述べた『南漢日記』の冒頭部分へとつながっていく。しかも、記事⑩の傍線部も『南漢日記』にはみられない。

また、崔鳴吉が清軍の侵略當初から毅然とした態度で講和に臨もうとし、それが國王の漢城脱出のための時間稼ぎでもあったことが記事⑩から分かる。國王はこの時は崔鳴吉の提案を受け入れたものの、翌日に崔鳴吉が南漢山城に入り、清軍が講和を望んでいることを傳えた時には、「卿は欺かれている」としてほとんどりあわなかった。崔鳴吉が清軍に欺

かかれているという國王の認識は、『南漢日記』では十二月十五日條に見えていたものであるが、李道長撰『承政院日記』によりその前日の様子が明らかになった。國王の崔鳴吉への不信心や警戒心はかなり根深いものであったといえる。

(b) 十二月二十七日條

續いて、既に傳石之珩撰『南漢日記』について検討した十二月二十七日條の部分についてとりあげる。

李道長撰『承政院日記』十二月二十七日條は、「上在南漢山城」の記事に始まり、『南漢日記』の奎章閣本Bの記事⑩から⑬⑭⑮⑯⑰⑱の順番でそれぞれ對應する記事が収録されている。このうち、奎章閣本Bの記事⑩にみえる「麻喜川屯兵」が、對應する李道長撰『承政院日記』の記事では「个希川屯兵」と同音異字で記されている。李道長は、この日の合議の場には參席していなかった可能性が高いが、李哲や兪徹が利用しなかった資料を用いて、自らの注書日記を作成していたものと思われる。

いずれの記事も『南漢日記』の方が詳細であるが、部分的には李道長撰『承政院日記』の方が詳細な場合もある。『南漢日記』の奎章閣本Bの記事⑰は、「上招羅萬甲問曰」で始まり、國王が「皮穀」(もみ米)の「春正」(脱穀)状況を羅萬甲に質問した際のやりとりでは、「上曰、着實爲之。五六僧人、足以春正乎。僧人則只至幹事、以士大夫奴子春之。毎日春正二三石、則無不及之患矣」と國王が作業の進展を促して終わっているように讀める。しかし、李道長撰『承政院日記』には、

曰、僧人則只幹事而已。令士大夫奴子春之。每一日春得二三石、似無不及之理矣。以皮穀計一月之料、則六七百石、當春者只三千餘石也。上曰、一日只春二三石、則何日盡春三千餘石乎。曰、城内杵少。而本官多事、不得不爾也。

とあり、「僧人則」以下の部分は羅萬甲の發言、さらに兩者のやりとりは續き、羅萬甲が杵の少なさと多忙を理由に、速やかな脱穀ができないと申告していたことが分かる。『丙子錄』の著者の實際の勤務狀況が窺えるという點でも貴重な記録といえる。

さらに、既に紹介した奎章閣本Bの記事⑫について、李道長撰『承政院日記』には、

是日曉、江原監司趙廷虎狀啓、使春川營將權井吉、領本道春川原州鎮管兵馬、先爲前進云云。使其軍官偕僧人入送。當日進屯檢丹山云云。原州牧使李重吉上疏亦來。其疏大概、聞變罔極、領軍前進。今到龍津。以軍糧督運事、還向本道云云事。

とあり、狀啓が到着した時間帶、李重吉が引き返した地點などを知ることができる。

### 三 傳石之珩撰『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』十二月十五日～十八日條の比較

最後に、これまでの検討を踏まえて、『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』の間で、記事の配列や構成などに大きな違いがある十二月十五日～十八日條の部分について整理しておく。

金南日「二〇一五」は、李道長撰『承政院日記』には、十二月十六日から十七日まで、一日ずつ錯簡があり、轉寫する過程で生じた誤りである可能性が高いとしている(二六四頁)。しかしながら、比較検討されているのが、既にみてきた『南漢日記』の中央圖本Aであり、錯簡があるもの同士を比較することは大いに問題である。やはり原本の状態により近いと思われる奎章閣本B系統の寫本と比較するのが適切である。『南漢日記』の奎章閣本Bと中央圖本Aを比較したものが【表7-1】であり、奎章閣本Bと李道長撰『承政院日記』を比較したものが【表7-2】である。

既に述べたように、中央圖本A系統の寫本が奎章閣本B系統の寫本を操作して作成されたものであるならば、兩者の日の附の錯簡は、その際に生じた可能性が高い。それは主に奎章閣本Bにおける十二月十五日の記事⑪「夜鷄初鳴上發」、十六日の記事①「初昏上幸行城」、十九日の記事⑨「左議政洪瑞鳳」で始まるものを、中央圖本Aでは日附が變つたものとしたり、日附を跨いで移動させたりしていることに表れているといえる。

また李道長撰『承政院日記』については、『南漢日記』の記事のいくつかは収録されていないことが分かる。反対

	奎章閣本 B		中央圖本 A
十五日	①大駕移向江都～⑩	五	①大駕移向江都～⑩
	①夜鷄初鳴上發		①鷄初鳴上發行
	①崔鳴吉在賊陣～⑱	十六日	①崔鳴吉在賊陣～⑨
	②〇李景奭請對曰		⑩李景奭請對曰
	②夕上親自巡城		⑪初昏上幸行城
十六日	①初昏上幸行城	十七日	①上在南漢山城
	—		②大殿政院玉堂
	—		③正言趙壽益來～⑳
	②正言趙壽益來～㉒		④李景直還自賊～㉔
	③李景濩還自賊～㉕		⑦以蔡裕後上疏
	⑤以蔡裕後上疏		⑧上招承旨曰言～㉓
十七日	①上在南漢山城	—	—
	②大殿政院玉堂		—
	③體察使啓守堞～⑩		④體察使啓日守～④①
五	⑨左議政洪瑞鳳	④②左議政洪瑞鳳	
七	⑪遂遣洪瑞鳳金～⑯	③遣洪瑞鳳金蓋～⑧	
十八日	①上在南漢山城	十八日	①上在南漢山城
	②大殿政院玉堂		②大殿政院玉堂
	③備邊司啓日行～㉒	五	⑨備邊司啓日行～㉘
	③巳時東陽尉申		③巳時東陽尉申
	④上以承旨望教～㉕		④上以承旨望教～③⑩
	⑥李時白請對曰～㉘		④李時白請對曰～⑥
五	⑩四更傳曰史官	六	③①四更傳曰史官

【表7-1】奎章閣本Bと中央圖本Aの十二月十五～十八日條の比較

『南漢日記』と同内容だが日附が異なるものがある。この場合、どちらが正しいのか一概に判断することはできない。

『南漢日記』に見えない記事は十二月十五日の記事③「子時量上出南漢山城」、十七日の雙行記事⑫「昨日賊將先問」、十八日の記事②「去夜王世子請」、記事⑨「自是日募軍出」で始まるものに限られる。それから李道長撰『承政院日記』の十二月十六日の記事⑪「諸將引見上曰」、十六日の記事②「丑時命招大臣」のように

【表7-2】 奎章閣本Bと李道長撰『承政院日記』十二月十五日～十八日條の比較

奎章閣本B		李道長撰 『承政院日記』	
十五日	—	十五日	①〈極寒夜四更流〉
	—		②上在南漢山城
	—		③子時量上出南
	①大駕移向江都～⑩	十六日	—
	①夜鷄初鳴上發		—
	①崔鳴吉在賊陣～⑫		④崔鳴吉狀啓大～⑤
	—		⑥旬管堂上李時
	⑬午時自南門傳～⑲		⑦上曰事機甚如～⑬
	⑲上招諸將曰城		⑪諸將引見上曰
	⑳李景奭請對曰		—
—	⑭大臣引見上曰		
㉑夕上親自巡城	⑮上親自巡城慰		
①初昏上幸行城	十六日		—
—		①上在南漢山城	
②正言趙壽益來～⑫		—	
⑬李景稷還自奴		⑦李景稷還自奴	
⑭遣王弟綾峯君		⑧遣王弟綾峯君	
⑮尹暉還自奴陣		⑧尹暉還自奴陣	
⑮上曰待鳴吉之～⑮		⑨以蔡裕後上疏	
⑰上曰親自巡城～⑳		⑩弘曷曰大概其	
⑳綾峯君及沈諤	③上巡城慰諭因～⑤		
十七日	①上在南漢山城	十七日	①上在南漢山城
	②大殿政院玉堂		—
	③體察使啓守堞～⑨		—
	⑩上招大臣備局	②丑時命招大臣	
	⑪遂遣洪瑞鳳金	⑤洪瑞鳳金蓋国	
	⑫招大臣命之曰	②大臣引見上曰～④	
	⑬李時楷請對曰～⑮	⑥李時楷請對曰～⑮	
—	⑫〈昨日賊將先問〉		
十八日	①上在南漢山城	十八日	①上在南漢山城
	②大殿政院玉堂		—
	③備遣司啓曰行～⑮		—
	—		②去夜王世子請
	⑮巳時東陽尉申		③巳時東陽尉申
	⑰上以承旨望教～⑰		④以承旨望上曰～⑤
	⑰李時白請對曰		⑥李時白入來啓
⑰朴漢請對啓曰～⑰	⑦朴漢奉行傳教～⑧		
—	⑨自是日募軍出		

おわりに

ここまで、傳石之珩撰『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』を比較すると同時に、丙子の亂の勃發に關するいくつかの史實を明らかにした。

傳石之珩撰『南漢日記』は、少なくとも十二種の寫本が現存する。冒頭の十二月十四日條の比較からも分かるように、それぞれ體裁や内容を異にしている。諸寫本はこのうち、原本の缺損部分を空白で表現する奎章閣本B系統と、「缺」字

で表現する中央圖本A系統に大別できるようである。ただし、尊經閣本、中之島圖本は缺損部分がなく、當該條の空白部分の内容を知ることができる。復元した記事によれば、國王仁祖は南漢山城に入つて以後、江華島への再避難には難色を示していたようである。

十二月二十七日條でも、國王の大臣引見の場面について同種の二通りの記事を収録する奎章閣本B系統の寫本と、その二つの記事を再構成して一つの記事にまとめたとみられる中央圖本A系統に分けられるようである。このことから、中央圖本A系統の寫本は、奎章閣本B系統の寫本を参照して作成されたことが分かる。引見の場に入侍し、記事の原史料を記したのは假注書李哲と記事官兪楸であり、同種の二通りの記事の一つは承政院の注書が作成する「注書日記」、もう一つは春秋館の記事官が作成する「春秋館日記」であると推測した。

石之珩が『南漢日記』の撰者とされた理由は不明であるが、『朝鮮圖書解題』編纂の際、奎章閣本A Bを参照した解題者が比定を誤つたものと推測される。既に金南日「二〇一五」が指摘しているように、『南漢日記』は南漢山城籠城時に國王仁祖に隨從した承政院の注書が作成した「注書日記」であり、撰者は石之珩ではない。

傳石之珩撰『南漢日記』はその記述の多くが『承政院日記』に採用された。その一方で官員の家藏史料として傳存したもう一つ別の「注書日記」が存在する。これが李道長撰『承政院日記』である。

傳石之珩撰『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』は、全體として、前者の方が記事内容が豊富であり、後者の記事はそれを補うものとして價值がある。しかし、冒頭の十二月十四日の最初の記事については、李道長撰『承政院日記』の方がはるかに詳細であり、またその記事の後半は『南漢日記』の同日條冒頭部分につながっていく。このことから、『南漢日記』の最初の部分の内容は、何らかの理由で失われていたものであったことが判明する。この部分の記事によって、崔鳴吉が清軍の侵略當初から毅然とした態度で講和に臨もうとし、またそれが國王の漢城脱出のための時間稼ぎという戦術でもあったことが明らかになった。



『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』の正月部分の検討、さらに兩史料から読みとれる丙子の亂の具體像については今後の課題としたい。ここでは、多少の手間はかかるが、實録、『承政院日記』といった編纂書からではなく、その原史料を用いて、當時の状況を考察できるといふことを強調するにとどめたい。

ところで、『南漢日記後識』にある李箕鎮の「人の是非や事の可否には説きおよんでいない」という表現は、もともと史草である「春秋館日記」を形容する際に用いられる定型句である。十八世紀の中頃、朝鮮における慕華意識の高揚の一方で、丙子の亂の實情を見極め、事實認識を繼承していこうという動きがみられたことも、『南漢日記』をめぐる朝鮮朝廷の動きとして強調しておきたい。

『南漢日記』と李道長撰『承政院日記』の記事にみられる微妙な差異は、そのまま當時の緊迫した状況下における史官の息づかい、筆づかいを伝えてくれている。兩史料の検討は、丙子の亂の實態解明というのみにとどまらず、朝鮮における「史書」誕生の現場へと讀者を誘ってくれるものかもしれない。

## 註

- (1) 拙稿「丙子の亂と朝清關係の成立」(『朝鮮史研究會論文集』五五、二〇一七年一〇月)。
- (2) 金南日「丙子胡亂時期『承政院日記』의 典據資料」『南漢日記』研究(『韓國史學史學報』三三、二〇一五年一二月)。
- (3) 金南日「『承政院日記』丙子胡亂記事의 定本化 研究」(『韓國史學史學報』三八、二〇一八年一二月)。
- (4) 金氏はほかに「東國大と淑明女大」にもあると記すが、「まだ實物に接することができていない」とのことである
- (5) (金南日「二〇一八」四一〇頁)。  
以上の三點の印については金榮鎮、朴徹庠、白承鎬「정조(正祖)의 장서인(藏書印)」(『奎章閣』四五、二〇一四年二月)一〇七〜一〇九頁を参照。
- (6) 「江都錄」には羅萬甲撰「丙子錄」所收のものと、南磔撰「南漢日記」所收のものが傳存するが、十八世紀に「江都日記」なる書物を讀んだ任希聖でさえ、「羅參義萬甲」が著したものか、「嶺南士人南磔」が録したものか判断がつかなかったという(申海鎮「『南漢日記』의 體裁斗異

- 本内の位相「南磔（原著、中海鎮（譯注）『南漢日記』寶庫社、二〇一二年、二八四～二八七頁）。南磔の「江都録」は寫本によって内容の異同が大きく、利用に際しては傳石之珩撰『南漢日記』以上に慎重を期す必要がある。
- (7) 金南日「二〇一八」では畫像未公開としている（四一一頁）が、大阪府立圖書館が運営するおおさかeコレクション（<https://www.library.pref.osaka.jp/site/oecc/>）で畫像をみる事ができる。ただし、書名の「丙子録」で検索しても表示されず、撰者として登録されている「羅萬甲」で検索する必要がある（最終確認二〇二〇年七月一八日）。
- (8) 藤本幸夫『日本現存朝鮮本研究 史部』（東國大學校出版部、二〇一八年）三五七～三五八頁。同書では、ほかにも傳石之珩撰『南漢日記』の寫本と思しき史料がとりあげられている。後考に待ちたい。
- (9) 不佞既受任南漢。求見丙丁故事、文字無可徵。問諸史、吏對以舊有南漢日記幾冊、中間散佚、而不成帙。又於某年間、以政院分付呈進、遂不傳。賤臣嘗因登對陳此事。上遽教曰、果有內人者、行當還下。退而恭俟者久、而煩不敢更稟。後於人家書架中、別得一本。標曰南漢日記者、凡四編、凡例明是堂后起居注所出。似亦從南漢舊本中、傳贍來者。其錄盡詳於筵席上說話、而不及人是非事可否。雖其倉卒所纂記、容或有疎漏、決知無架虛過實者、其爲信筆則審矣。以此城而無此記、烏可乎哉。遂贍之、冊藏諸府、用爲後之攷焉。崇禎丙子後再癸酉留守兼守禦使李箕鎮謹識。
- (10) 『承政院日記』英祖二十一年十二月十五日壬子條「傳子金尙迪曰、南漢日記、使政院取來於南漢。卽爲入之。而只令南漢知之、勿出朝報。」
- (11) 中村榮孝氏はこれと別に、『承政院日記』改修のために設置された日記廳が収集した史料のなかに「廣州府所上（備えつけー原注）の『丙子日記』があったとし、『丙子日記』は亂時（仁祖十四年丙子、清太宗の侵入ー原注）の日記で、あるいは『改修（承政院ー引用者）日記』の注記に見える『南漢日記』に相當するものではあるまいか」と述べている（『朝鮮英祖の『承政院日記』改修事業』同『日鮮關係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年、初出一九三四年、六四〇頁）。ただ、『南漢日記』は日記廳設置前に朝廷に進呈されており、それがそのまま改修本『承政院日記』の編纂に利用されたと考えるのが自然ではないかと思う。
- (12) 『承政院日記』英祖二十二年五月二十五日庚申條「詰輔曰、南漢日記、曾有領下之教矣。未及贍出乎。上曰、將下之。命中官下之」。この記事については姜星得「典據言亭 訓是英祖代『承政院日記』改修의 性格」（『史學研究』八八、二〇〇七年一二月、韓國史學會）七四八頁を參照。ただし姜氏は『南漢日記』を石之珩の撰とみるほか、前年十二月に南漢山城から日記が進呈された経緯などについても觸れていない。
- (13) 備局堂上引見。上曰、入此城、似爲得計也。金鑿曰、小臣之意、此城雖曰險阻、勢其孤危、不可仍駐。自上趨明朝早發、取路果川、而入江都、使申景禎率軍兵、遮絕沙峴如

何。上曰、緩不及事、今難急圖矣。

- (14) 「時政記」の作成を擔當する春秋館は、ほとんどが他官廳の官員の兼任者によつて構成される。金慶洙氏は、史料上は「兼春秋」とされるこれらの兼任者を「兼任史官」、しかしそのうち、國王の文章製作を擔當する藝文館の奉教、待教、檢閱が兼任する春秋館の記事官については、「時政記」の草稿を作成するという任務の性格上、「專任史官」として區別している（『朝鮮時代の史官研究』國學資料院、一九九八年、四一、六〇～六一頁）。
- (15) ただし、丙子十二月二十日巳時條の冒頭部分は例外的に諱が記されている。

- (16) 『孝宗實錄』四年五月辛卯（二十六日）條。

- (17) 中村榮孝「朝鮮英祖の『承政院日記』改修事業」六五二頁。

(18) 該當箇所を示せば次の通りである。『南漢日記』（奎章閣

本B）十二月十五日條「且曰、當使住於何處乎。景禎曰、必不得已而納之、則只令從胡若干人來可也。鳴吉當詳處之矣。上曰、鳴吉、曾已見欺之人、不足恃也」。「崔鳴吉還自賊陣進曰、狀啓久無回下。故渠等率三分之一前進到此。而令臣先入、以報渠等方留在城外矣。臣聽其言語、察其辭色、三件事定奪之外、似無他心矣。上曰、卿見欺矣。豈爲三件事、而到此乎」。參考として、李道長撰『承政院日記』同日條の對應箇所も示す。「上曰、然則使胡差駐於外處乎。景禎曰、當如是也。必不得已而納之、則只令從胡若干人來可也。崔鳴吉當詳處之矣。上曰、崔鳴吉、是見欺之人、不足取也」。「崔鳴吉人來啓曰、狀啓久無回下。故渠等前進到此。而到此者、僅三分之一也。使臣先入、而渠等則留在外處矣。上曰、卿已見欺矣。豈爲三件事、而至此乎。退出」。

meant that this book was destined to be scattered and lost as time passed. As a result, extant passages in reference books refer mainly to the history of higher-ranking officials. The descriptions of these passages, which combine the world of Confucian classics and real history, would affect subsequent political works such as the *Tang Liudian*, serving as a model of governmental description that integrates ritual and history.

## THE MONETARY SYSTEM DURING THE FIRST HALF OF THE JIN DYNASTY

MIYAZAWA Tomoyuki

The history of money during the Jin 金 dynasty can be divided into two periods, one before and one after the 1190's. This paper deals with the system during the former period. The monetary policy of the Jin dynasty is assumed to have inherited most of copper coins of the Northern Song 北宋. The attack of Hailingwang 海陵王 on the Song had rapidly reduced the central government's cash holdings. In the private sector, there was a serious shortage of cash, but, on the other hand, local governments held massive cash reserves. I cannot agree with the view that sees the cash shortage as having been caused by the development of commerce. *Jiaochao* 交鈔, which was a feature of the Jin monetary system, was a cash deposit certificate used in the former period as a remittance draft. The *jiaochao* was not paper money. *Tongqian* 銅錢 and *jiaochao* acted as financial means for securing military goods, not for mediating the development of commercial transactions.

## A BASIC STUDY OF HISTORICAL RECORDS ABOUT THE BYEONGJA WAR : THE *NAMHAN ILGI* AND YI DOJANG'S *SEUNGJEONGWON ILGI*

SUZUKI Kai

Among the historical records describing the invasion of Korea by Qing Taizong Hongtaiji in 1636-1637, the *Byeongjalok* 丙子錄, written by the Korean La Manggab 羅萬甲, is the most famous. Many editions of the book were produced, and it exists in Korea and Japan. However, in order to know the history of the Joseon Dynasty

since the 17th century, we must consult the *Joseonwangjo Sillok* 朝鮮王朝實錄, a chronicle, the *Seungjeongwong Ilgi* 承政院日記, records of the official scribes of the king, and the *Bipyeonsa Deunglok* 備邊司謄錄, a record of the highest-ranking deliberative body. Although *SJW Ilgi* has the most detailed description of the Byeongja War, the existence of original historical sources in the form of journals has now become clear.

One of these sources is the *Namhan Ilgi* 南漢日記, which was thought to have been written by Seok Jihyeong 石之珩. However, this diary was not written by Seok Jihyeong, it was a diary written by Juseo, the official scribe of the *SJW*. Twelve manuscripts of this diary have been preserved. As research progresses, the number of manuscripts is likely to increase further. These manuscripts can be divided into two categories: those from the Seoul National University Kyujanggak Institute for Korean Studies and those from the National Library of Korea. From an analysis of the entry for the 27<sup>th</sup> day of the twelfth month of 1636, it is probable that the version held by the National Library was created with reference to the book held by the Kyujanggak.

The other source is the *SJW Ilgi* of Yi Dojang 李道長, which was created at the same time as the *Namhan Ilgi*. This journal was published by the Academy of Korean Studies Jangseogak in 2010. Because it is a personal diary, it has less information than the *Namhan Ilgi*. However, it sometimes contains information that is not found in the *Namhan Ilgi*. In particular, the entry for 14<sup>th</sup> day of the twelfth month of 1636 found at the beginning of this record is missing from the *Namhan Ilgi*. From this source, we can learn in detail how Injo escaped from Seoul at that time.

It can be anticipated that study of these historical records will further elucidate the facts of the Byeongja War.

## SHINMUNGWAN'S MAGAZINES FOR CHILDREN IN 1910'S KOREA : CHOI NAM-SEON AND THE WORLD OF CHILDREN'S LITERATURE IN JAPAN

TANAKA Mika

Shinmungwan 新文館, the publishing company established in 1908 by Choi Nam-seon 崔南善 (1890-1956), who is well-known thanks to his role in drafting the March First Declaration of Independence, is the most researched area in the field of